



## 災害時における医薬品等の供給に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）とは、災害発生における医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙と協力して医薬品等を確保し、迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （医薬品等の供給要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めたとき、又は県内の市町村より供給の要請があったときには、乙に対し保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

### （要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （医薬品等の範囲）

第4条 供給する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。なお、乙の県内施設で措置できない場合は、県外施設から措置するよう努めるものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 医療機器
- (3) 衛生材料

### （供給要請の方法）

第5条 前条に掲げる医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合には他の方法によることができるものとする。

2 やむを得ない事情のため、前項による手続きがとれない場合は、甲は、直接乙の加入協会会員に対し供給の要請を行うことができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置事項を、事後すみやかに乙に連絡するものとする。

### （医薬品等の供給場所）

第6条 乙は、甲が指定した場所に医薬品等を供給するものとする。なお、甲が指定する場所については、必要に応じて甲と乙が事前に協議するものとする。

### （広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会と連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲はそのために必要な協力を行うものとする。

### （情報の収集及び提供）

第8条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所等の災害用医薬品の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意ある協議を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成20年4月1日からとし、甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、乙は乙の加入協会員にこの協定を締結したことを周知するものとする。

平成20年3月27日 制定

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形県蔵王松ヶ丘一丁目2番10号  
山形県医薬品卸業協会  
会長 宮原良司

令和4年2月7日 一部改定

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村美栄

乙 山形県蔵王松ヶ丘一丁目2番10号  
山形県医薬品卸業協会  
会長 吾

